

平成27年度保育所入所の申込について

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、保育所など施設の利用を希望する保護者は、支給認定（保育の必要性を認定する手続き）が必要となります。

保育所を申込みの際、「保育の必要性の認定の申請」と「保育所の利用希望の申込み」を同時にしてもらうことになります。

新制度における

保育所利用までの流れ

※仕事等のため保育の必要性がある場合

◆支給認定申請兼保育所等利用申込（保育の必要性の認定の申請・保育利用希望の申込）↓調査、利用調整、入所選考↓保育の必要性の認定と保育利用施設の入所決定等を同時に通知

1. 保育施設等を利用するための

保育の必要性の認定

保育所・幼稚園などの利用を希望する場合、利用のための認定を受ける必要があります。
下の区分に応じて利用施設等が決まっています。

①育を必要とする事由

2号認定・3号認定では、保護者（父・母）が次のいずれかに該当し、保育が必要な状態であること。

・就労（フルタイムのほか、パート

タイム、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

・妊娠、出産

・疾病、障害

・同居親族等の介護・看護

・災害復旧

・求職活動（継続的に行っていること。）

・就学（学校、専修学校、各種学校等、公共職業能力開発施設において行う職業訓練等）

・虐待やDVのおそれのあること。

・育児休業取得時に、既に保育を利用していること。

②保育の必要量 ※保育を必要とする事由ごとに、次のいずれかに区分されます。

1号認定 教育標準時間認定	
お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	利用先：幼稚園
2号認定 満3歳以上・保育認定	
お子さんが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所
3号認定 満3歳未満・保育認定	
お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所

「保育標準時間」利用↓フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

「保育短時間」利用↓パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

③優先利用への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVのおそれのある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断されます。

2. 保育所の申込について

◆町立保育所 神崎保育所 定員120人（継続児・新規入所児を合わせた人数）・米沢保育所 定員60人（継続児・新規入所児を合わせた人数）

◆申込書配付期間（各保育所） 12月5日（金）～12月15日（月） 9時～17時（土・日曜日は除く）

◆申込書受付期間 平成27年1月9日（金）～1月16日（金） 9時～17時（土・日曜日は除く）

◆受付場所 直接希望する保育所へ申込書等をお持ちください。

※保護者や同居の親族等が就労や病気などの「保育を必要とする理由」に該当し、お子さんにとって保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育する施設です。したがって、集団生活に慣れるためなどの理由で申込みることができませんので、ご注意ください。

3. 保育所利用希望申込みに

必要な書類

①支給認定申請書兼保育所等利用申込書 児童1人につき1部

②就労を確認できる書類 同一世帯で児童2人以上の場合は1部

・外勤の場合 就労（内定）証明書

・自営業・農業・内職の場合 自営業就労申込書

・病気を理由とした場合 医師の診断書（傷病名や治療見込期間、障害の程度が記載されているもの）又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し

・出産を理由とした場合 出産証明書

・母子健康手帳の写し

・病人の看護等を理由とした場合 医師の診断書（介護している高齢者の介護度や看護している病人）又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し、介護保険の認定結果がわかるもの

・その他 家庭で保育できない状況を証明するもの

※平成26年1月2日以降に神崎町に転入した保護者は、前住所地の課税（非課税）証明書

◆利用者負担（保育料）

保護者の所得に応じた住民税方式で算定します。決まりましたら、お知らせします。

問合せ

神崎保育所 ☎ 22058

米沢保育所 ☎ 22810